

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

令和7年1月9日に開催した東久留米市運賃協議分科会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

区 分	内 容
利 用 料 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人1回500円</li> <li>・ 小学生以下無料</li> </ul>
特 別 の 適 用 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予約時の有料利用者2名以上での利用は1人1回300円 (同一地点での乗降時に限る)</li> </ul>
決 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金払い</li> <li>・ 電子決済</li> </ul>

2 運賃を適用する路線又は営業区域

東久留米市内及び隣接市の公立病院（公立昭和病院、多摩北部医療センター）

3 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

名 称 トーショー交通株式会社

令和7年1月9日

東久留米市運賃協議分科会